

ビジターの為のインフォームドコンセント

I 共通事項

次の1~4の項目は、全ての方に共通する項目です。必ず良く読んで理解をして下さい。

1 広島山岳会は非営利団体です。したがって、例会山行は営利目的の一般公募登山ではなく、会員自らが企画した会員の為の山行企画です。

例会山行の行程(レベル)等は体力・技術共にビジター(入会心得者)が参加できる企画もありますが、ある程度リスクを伴う中級者以上向きの企画もあります。ビジターのあなたが参加できるかどうかは、その例会山行のリーダー(係)が、あなたのこれまでの登山経験や体力・技術等を聴取した上で判断します。なお、例会山行参加中は、山行リーダーや他の会員の指示に従って下さい。

2 山岳遭難事故の責任について

当会では、例会山行や会員個人が行う山行等、全ての登山中における事故及び遭難の責任は自己責任とし、その被災者自身が負い、会及び他の会員に対しその責任の追及はしないものとしています。また、その事故及び遭難捜索救助に要した経費あるいは治療費等あらゆる損害補償費についても、会及び会員に要求しないものとしています。

したがって、今、あなたが広島山岳会に入会する為の体験山行として、この例会山行に参加する場合も、この総則に従って行動していただくことになります。

3 山岳遭難捜索救助協力活動について

会員の山岳遭難捜索救助協力活動については、友情が基調となっています。

したがって捜索協力会員の実力を超える捜索救助協力はできません。

4 保険について

例会山行に参加する当会会員は、そのほとんどが山岳遭難共済保険に加入しています。今、あなたが広島山岳会に入会する為の体験山行として、この例会山行に参加する場合、当然この保険には加入されておられません。

したがって、万一体験山行中に遭難事故が発生し、有償救助隊が出動した場合、捜索救助費用の請求を受けることも想定され、その際、貴方が他の遭難捜索保険にも加入していない場合は、貴方は実費でその按分請求額を支払うことになります。

また、怪我や病気あるいは運悪く死亡した場合も、もちろん救済されませんので、納得した上で参加してください。

II 特殊事項

次の5~7の項目は、体験参加する例会山行が下記に該当する方のみ、必ず良く読んで理解をして下さい。

記

・例会山行が岩登り・沢登り・アイゼンやピッケルを必要とする雪山登山「以下これらを**山岳登攀行為**と呼ぶ。」である場合。

5 山岳登攀行為について

- ・岩登り(クライミング)とは、登山技術の一分野で、一般的にはロープや登攀道具を使用しビレイヤー(確保者)に確保してもらいながら行うスポーツです。
- ・沢登りとは、渓谷を遡行するもので、やはりロープや登攀道具を使用することがあります。
- ・雪山登山とは、文字どおり積雪の有る山に登るもので、アイゼン、ピッケルの他ロープ等を使用する

こともあります。これらは、いずれも一般の登山・ハイキングに比べるとリスクの高いものです。

これら山岳登攀行為には「死」をも含む危険性がつきまといまふ。山岳登攀行為を行う者は、常に危険を意識し、他人任せでなく、自分の身は自分で守るということを前提に行動しなければなりません。

6 山岳登攀行為で考えられる事故について

以下に、一般的に山岳登攀行為で考えられる事故として可能性の高いものから一部列記しています。もちろん列記した以外にもあらゆる事故の可能性もあります。

全ての事象について、死亡事故につながる可能性があることを理解しておいて下さい。

- ・歩行中の転倒もしくはスリップ事故
- ・登攀行為中の身体の酷使による事故および障害
- ・落石による事故
- ・墜落による岩や斜面への接触事故
- ・雪崩による事故
- ・水中への転落または泳ぎ中の水難事故
- ・その他社会生活でも予想される事象

7 山岳登攀行為での保険について

一般的な傷害保険や旅行保険では、山岳登攀行為中の事故は担保されないことを理解しておいて下さい。

※ 上記 1～7に該当する全項目内容について、理解して承知した上での自主的な参加ですか？

・間違いなければ右の「はい」を○で囲む。 はい 確認署名(自署) _____

誓約書

広島山岳会会長 殿

体験例会山行参加中の怪我、病気、事故等につきましては、全て自己責任とし、その責任の一切を主催者側及び他の参加者に問いません。

平成 年 月 日

氏名(自署)

印

(直筆の場合印不要)